

東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和5年2月8日(水) 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1	
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博 (部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史 公認会計士 片桐春美 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子 計4名(敬称略) ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和4年1月1日～令和4年3月31日	
抽出案件計	6件	(備考)
一般競争	2件	
指名競争	4件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1> (一者入札事案) 警告表示板設置工事(1) [希望制指名競争入札]	
	Q 今回、発注時期が遅かったため、辞退者が多くなったとの説明があったが、平準化への取組について具体的に数値目標があるのか、また、ここ数年それは改善されてきているのか。	A 年度当初の早期発注、あるいは事業者が速やかに工事着手できるように配慮したり、工事発注時期そのものを年度内で適正に分散したりすることにより、平準化を実現しているところ。 具体的には、令和3年度中は全137件の入札に対し、特に早期発注のタイミングとなる4月～6月期では、全体の約24%を発注している。 令和4年度の間集計では、1月末現在、全127件のうち4月～6月期の割合は全体の約28%と、令和3年度より4%上昇しており、改善してきていると考える。
	Q 次回の入札に向けて1者入札の改善案は具体的に考えているか。	A 発注時期が遅くなったため、他案件を受注してしまっているという状況から技術者の配置ができないという理由がまさに現場の意見だと思う。今回の結果を教訓に、発注時期を早める、あるいは業者の状況をよくよく判断した上で工期を設定していく。
Q 予定価格とほぼ同額で入札されているが、他に入札参加者がいないと認識できる状況下で入札されているのか。	A 入札参加者は、他に入札参加者がいるか、他の入札参加者が辞退したかどうかについては、一切知り得ないようになっている。	

<p>Q 本工事と同種の工事は、この年度に全体で何件あり、何箇所設置したのか。</p>	<p>A 令和3年度は、本件で3箇所と、もう1件で23区内に7箇所の計10箇所設置している。</p>
<p>Q 必要性は高い事業だと思うが、1年間に10箇所程度で済むのか。</p>	<p>A 本事業は令和3年度から始めた事業であり、まずは試験設置というところで10箇所設置した警告表示板の効果を見て、今後どうするか検討していく。</p>
<p>意見: 1者入札の分析を的確に行うことと、他者の参加状況が分からないにもかかわらず、予定価格同額あるいは近傍の価格で落札している事態について適切に分析すること。 これらが十分行われないうまま予定価格の事前公表を続けることには問題意識を持って対処する必要がある。</p>	
<p><議案2> (同一事業者長期継続受注事案) 阿土山林道災害復旧工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 年度末ぎりぎりの工期設定になった理由は何か。また、工期末を少しでも前倒しする工夫は考えられないか。</p>	<p>A 阿土山林道沿いには新島村役場が管理するごみ処分場があり、この処分場に行くためには、この林道を必ず通らなければいけないため、村から廃棄物の排出量が少なくなる10月以降の施工を要望されており、このような工期設定となっている。今後、工期末を若干前倒しすることの検討は、できると思う。</p>
<p>Q 島内別箇所で本工事のような復旧工事、修復工事があるのか、また、そこでの落札状況はどうなっているのか。</p>	<p>A 島内別箇所で同様の路面修復工事は平成30年度と令和3年度に実施しているが、それぞれ別の事業者が受注している。</p>
<p>Q 毎年、同一事業者が落札していることについて、どのような理由が考えられるか。</p>	<p>A 本工事は経年劣化による路面修復を行うが、年度ごと工事範囲を区切って順に施工しているため、前年度受注業者は現場状況をよく把握しており、引き続き同じ道路を修復することは現場状況の分からない新規案件よりも施工しやすく、受注希望が強いのではないかと考える。</p>
<p>Q 他の事業者でも落札できるよう競争環境の確保に向け、何か工夫は考えられないか。</p>	<p>A 債務負担を活用するなど、平準化を進めるよう努めることで、より多くの業者に応札してもらえるよう競争性の確保に取り組んでいく。</p>

	<p>意見：過去5年間の入札状況において、同一事業者が落札していることに対し、さらなる原因分析を行い、競争環境を整えるよう取り組むこと。</p>	
	<p><議案3> (高額事案) 篠崎ポンプ所発電設備再構築工事 [一般競争入札]</p>	
	<p>Q 再構築工事ということだが、当初構築時の業者でないと難しい面があるのか。</p>	<p>A 今回、2台ある発電機のうちの1台を再構築するものであるが、既設の発電機との関連性、改造の必要がないよう発注しており、発注図と仕様書で明確に示している。また、発注条件について、再構築する発電機の容量2万3,000kVAの10分の1程度の2,500kVAの発電機の施工実績があれば参加できるよう要件設定する工夫を行った。</p>
	<p>Q 予定価格が事後公表だが、辞退理由で見積金額が当初見込みより過大となったためとあるのは、どういうことなのか。</p>	<p>A 部品の高騰など見積りを再度精査したところ、当初よりも上がってしまったということだと考える。なお、事前に工事の発注規模ということで、本件であれば41億以上44億未満という形で示しており、最終的な見積金額が合わないと判断されたのだと考える。</p>
	<p>Q 最初安く作っておいて、メンテナンスで儲けようというような心配はないか。</p>	<p>A 更新工事と長期（例えば35年間）のメンテナンスを合わせた契約という考え方もあると思うが、本設備は非常時に稼働する変則的な使用であるため、長期間の契約期間において常に信頼性を担保するための部品交換頻度や周期を予め考えておくことが難しいと考える。そのため、設置後、毎年保守点検により設備の状態を確認・精査した上で交換することでメンテナンス費用も抑えられると考え、現状の発注形態としている。</p>
	<p>Q 下水道局の再構築工事の契約で、もともとの業者が再構築時に替わったというものは今までにあったか。また、それらは何件中何件ぐらいあるのか。</p>	<p>A 当初構築時と再構築時が同じ会社でないケースもあるが、具体の数字は手元にデータがないため、お示しすることができない。</p>

<p>Q 予定価格をどこに置いて事業枠の幅をつくるかによっては、予定価格の事前公表となりかねないが、そういう機能を果たしているようなことはないか。</p>	<p>A 工事発注規模の価格帯は、事前に設定されており、今回の案件は予定価格が4.1億から4.4億の範囲内であったというものであり、価格帯の下限あるいは上限近傍が予定価格となっているといったことは、案件によって異なってくる。今回はたまたま価格帯の下限値に近かったと理解している。</p>
<p>意見：1者入札の原因を分析し、他者が参入しやすくなるような環境づくりを工夫していただきたい。</p> <p>再構築工事において、当初構築業者以外の業者が落札したという事例が全体の中でどのくらいあるのか実態を把握していただきたい。</p> <p>工事発注規模の価格帯の設定が予定価格の事前公表と同じような機能を果たすことがないよう、その運用について細心の注意を払っていただきたい。</p>	
<p><議案4> (高額事案) 都庁第一本庁舎(3)電気設備改修工事 その2 [一般競争入札]</p>	
<p>Q 総合評価方式を適用した理由は何か。</p>	<p>A 居ながら工事ということで非常に煩雑で技術力の必要な工事となっており、金額だけで応札されては困るということで、技術力のある会社を選定したいというところから採用した。</p>
<p>Q 1者しか資格を確認できなかった場合に事前公表するというのは、何か工夫できないのか。</p>	<p>A 1者だから事前公表をしたということではなく、案件を公表する時点で予定価格は公表している。</p> <p>また、本案件は、当初事後公表で入札を行ったが全者辞退により不調となり再発注したものであり、都の制度として、当初事後公表案件については、1度不調になった案件を再度公表するときには事前公表としている。</p> <p>なお、昨年、制度を見直し、予定価格超過による不調ではない場合、再発注の際には引き続き事後公表とする運用を始め、より競争性を高めるような工夫を行ったところ。</p>

<p>Q 当初発注工事が不調になった理由は何か。</p>	<p>A 不調後に確認したところ、先方の積算上の考え方の相違などもあったようで、予定価格を上回ったため、辞退したとのことだった。</p>
<p>意見：予定価格の事前公表について、中小企業の積算に係る負担を軽減したいという本来の目的に即した運用になっているか常に念頭に置き、機械的な運用、固定的な運用とならないよう、さらに検討を続けていただきたい。</p>	
<p><議案5> (高落札率事案) 梅沢治山工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 次の1者入札を回避するために、何か検討しているか。</p>	<p>A 辞退理由あるいは不参理由についてヒアリングするよう努めている。また、東京都の森林土木建設業協会の事務局を介し、不調の回避や入札への参加について、意見の収集をしている。</p>
<p>Q 平準化に向けての努力をされた結果について、数値的なものを表示していただきたい。</p>	<p>A 工事の平準化については全庁を挙げて取り組んでいる。局によって所有している施設あるいは工事ができるタイミングなども変わってくるため、局ごとに平準化の目標などを定めて取り組んでいる。</p>
<p>Q 予定価格とほぼ同額の札が入ることについて、どう分析しているか。</p>	<p>A 情報開示請求が年間複数件あり、業者側のデータ分析が相当進んでいると推察しており、1つの発注案件において、複数者が同じ金額で入札するケースもある。本件においては、取れたらいいかもしれないけれども、取るときは満額がいいとして入札したのではないかと考えている。</p>
<p>意見：次の入札、契約の改善につながるよう、なぜ予定価格あるいはそれに近似した価格が入って1者入札の落札が決まっているのか原因分析をしていただきたい。</p>	

<p><議案6> (高落札率事案) 本郷庁舎外51か所給水栓自動水質計器 用信号伝送装置取替工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 本工事のようなLTE化工事について、令和4年度は複数者が入札に参加したとのことだが、どうして改善できたか分析しているのか、それが今後も改善した状態をキープできるとお考えか。</p>	<p>A 工事の発注にあたっては、設計図書に機器仕様や必要な技術情報を掲載しているが、業者に対しヒアリングを実施したところ、実際に設置するための各会社での技術開発は、費用対効果で考えたときに、なかなか1個の工事だけで費用を回収することは難しいとのことだったが、今後、計画的に更新していくことが局の年間発注予定等により確認され、ある程度、費用回収が見込めるということで応札者が増えてきたと認識。</p>
<p>Q 辞退理由をどう分析しているか。</p>	<p>A R3年度の段階で、本工事に求められる技術開発、機器調達が可能ではあるものの、各社、そのレベルに達していなかったということが考えられる。加えて、R3年度はこのような工事を2件出しているが、もう一つの案件に焦点を当てて準備をしていた可能性も捨て切れないと考えている。</p>
<p>Q 希望1者で他は任意指名すると、1者入札になる蓋然性が高く、この者に予定価格を事前公表するのは納税者としてやや納得いかないと思うが、どうか。</p>	<p>A 予定価格の事前公表をした上で参加者を募ったところ、1者の希望があり、競争性を確保するため任意指名を行っており、希望が1者であることが分かってから事前公表にしたわけではなく、もともと事前公表した上で参加者を募っている。</p>
<p>Q 箇所数をもっと減らして分割発注をすれば、いろいろな会社がトライをしてくる可能性があったような気がするが、どうか。</p>	<p>A 当局で同様の信号伝送装置の取替数は550あり、今回も分割したうちの1つである。スケールメリットや施工性を考え、550箇所のうち、今回は自動水質計器を対象に発注している。テレメーター設備、応急給水設備など、設備ごとに工場製作期間や現場施工期間が適切になるようなロットで発注している。</p>
<p>意見: 今後は競争性が確保されるということを期待し、万一、本件と同じような1者入札になるような状況があれば、速やかに原因を分析し、改善に結びつけていただきたい。</p>	

委員会
による
報告又
は意見
の具申

議案1から議案6までについて、意見の具申は行わないが、個々に付された意見への対応を求める。